

宮内庁行政文書管理規則 改正案 新旧対照表

次の表により、現行欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正案欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 案						現 行					
別表第 1 行政文書の保存期間基準						別表第 1 行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 略]				1	法律の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 同左]			
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7) 〔略〕						(7) 〔同左〕			
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	[(1)～(5) 略]				2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	[(1)～(5) 同左]			
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については3 0 年）	・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については3 0 年）	・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）

3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	[(1)～(5) 略]			
		(6)官報公示そ の他の公布	官報公示に関する文 書その他の公布に関 する文書（一の項ト ）	2 0 年	・ 官報 ・ 公布裁可書（御署 名原本）
		(7) 〔略〕			
4	内閣府令、 省令その他 の規則の制 定又は改廃 及びその経 緯	[(1)～(3) 略]			
		(4)官報公示	官報公示に関する文 書（一の項ト）	2 0 年	・ 官報
		(5) 〔略〕			
〔 5 ～13 略〕					
その他の事項					
14	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1)告示の立案 の検討その 他の重要な 経緯（1 の 項から13の 項までに掲 げるものを 除く。）	〔①～④ 略〕		
			⑤官報公示に関する 文書（二十の項ハ ）	1 0 年	・ 官報
		(2) 〔略〕			
〔15～28 略〕					
備考 〔略〕					

3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	[(1)～(5) 同左]			
		(6)官報公示そ の他の公布	官報公示に関する文 書その他の公布に関 する文書（一の項ト ）	2 0 年	・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署 名原本）
		(7) 〔同左〕			
4	内閣府令、 省令その他 の規則の制 定又は改廃 及びその経 緯	[(1)～(3) 同左]			
		(4)官報公示	官報公示に関する文 書（一の項ト）	2 0 年	・ 官報の写し
		(5) 〔同左〕			
〔 5 ～13 同左〕					
その他の事項					
14	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1)告示の立案 の検討その 他の重要な 経緯（1 の 項から13の 項までに掲 げるものを 除く。）	〔①～④ 同左]		
			⑤官報公示に関する 文書（二十の項ハ ）	1 0 年	・ 官報の写し
		(2) 〔同左〕			
〔15～28 同左〕					
備考 〔同左〕					

備考 表中の [] の記載は注記である。